

## 目次

1.桜塚小学校育友会組織について（組織図）	P.2
2.育友会加入の保険制度について	P.3
3.各委員会活動について	P.3
4.育友会委員 免除期間について	P.5
5.育友会連絡先	P.5

### 豊中市立桜塚小学校育友会規約

第1章 名 称	P.6
第2章 目 的	P.6
第3章 方 針	P.6
第4章 会 員	P.6
第5章 会 計	P.6
第6章 役員とその選出	P.7
第7章 総 会	P.8
第8章 実行委員会	P.8
第9章 委員会と各委員の選出	P.8
第10章 免除制度について	P.9
第11章 特別委員会	P.9
第12章 会計監査委員	P.10

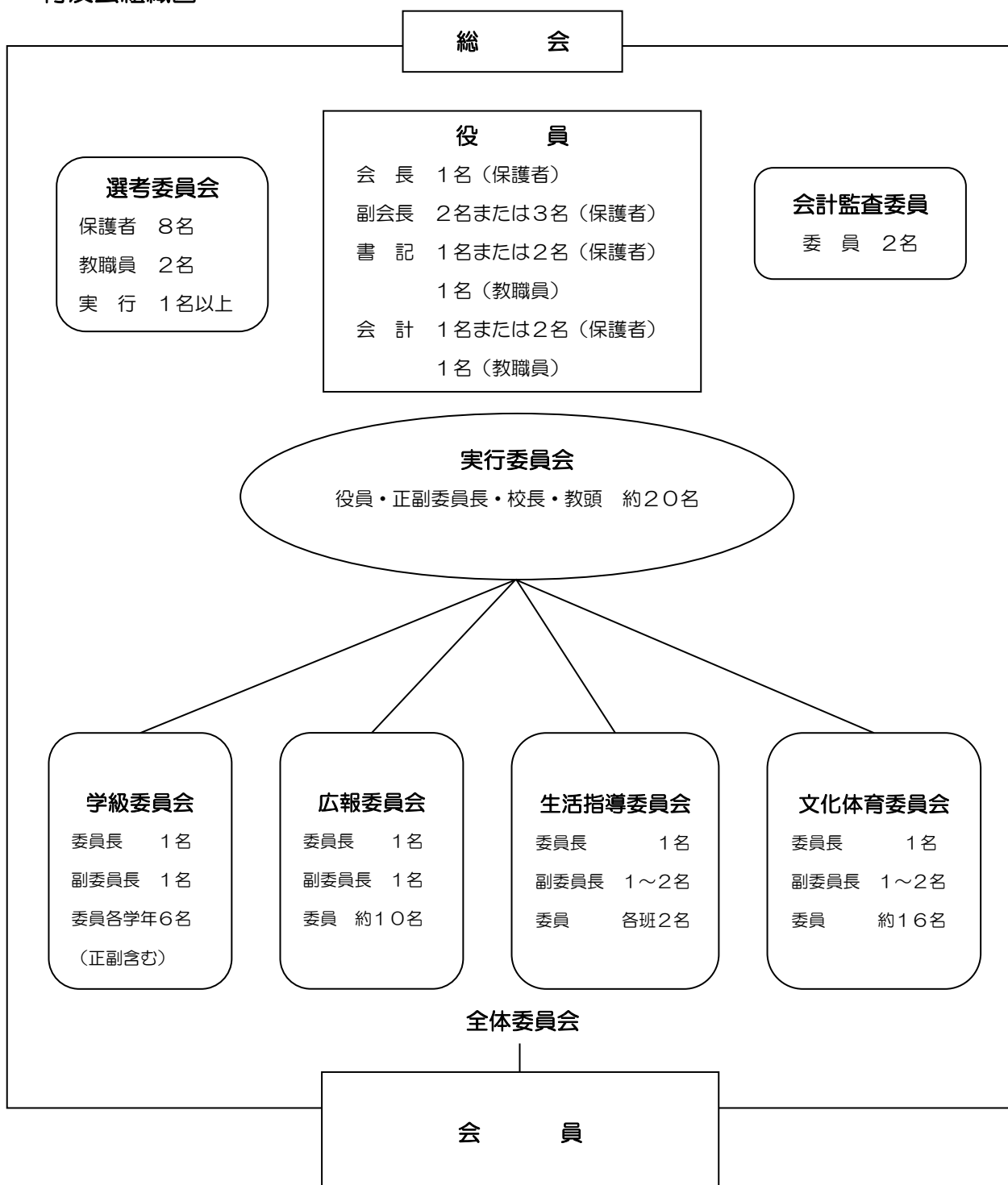
免除制度に関する変更履歴	P.11
慶弔に関する内規	P.13
豊中市立桜塚小学校育友会 個人情報取扱規則	P.15

# 1. 桜塚小学校育友会の組織について

桜塚小学校育友会は、(以下、育友会) 学校や地域との連携を深め、児童や保護者間のつながりを大切に、活動を続けております。

また、豊中市PTA連合協議会(連P) 小学校中部ブロックに所属する12校のうちの1校(単位PTA)として、連Pに関する各活動にも携わっています。

育友会組織図



## 2. 育友会加入の保険制度について

育友会では、育友会活動中に起こった事故でケガをした場合に備え、保険制度に加入しています。 万一活動中（往・復路含む）にケガをされ、治療費がかかった場合は、育友会までご連絡ください。

詳細は大阪府PTA安全会事務局（安全会活動補償制度）HPをご覧ください。

（ <https://osaka-pta.jp/> ）

## 3. 各委員会活動について

### 学級委員会

学年・学級の親睦を図るため懇親会などを、企画し実施する委員会です

各学年の委員が協力し合って進めます。

学年毎の懇親会などを通して、保護者同士また担任との親睦を図り、学校生活を充実させられるように、企画する委員会です。

- 《活動例》
- \* 学年懇親会
  - \* ベルマーク整理
  - \* 校内美化
  - \* キャンドルナイト



### 広報委員会

児童・会員に対する広報活動を企画し、実施する委員会です

子どもたちの日々の活動や学校での行事、育友会活動などを広く会員や地域社会に伝えていく事を目的に、広報紙を発行する委員会です。

- 《活動例》
- \* 広報紙『桜塚』の作成・発行
  - \* キャンドルナイト

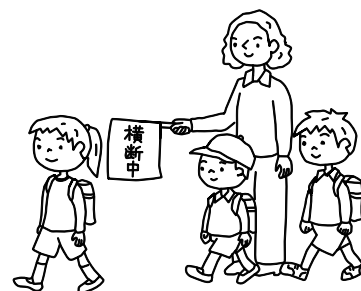


## 生活指導委員会

児童の校外における生活の健全を図る事項を企画し、実施する委員会です

校区内の巡視や、登下校時の安全確認・朝のあいさつ運動などを行い、児童の安全確保に努めます。地区の子どもたちを温かく見守る事を目的としています。

- 《活動例》
- \* 校区内巡視・朝のあいさつ運動（毎月第1水曜日）
  - \* 地区懇談会
  - \* 地区児童会
  - \* 新入生集団下校の付き添い
  - \* 『生指だより』の発行
  - \* キャンドルナイト



## 文化体育委員会

児童や会員の文化教養や保健体育に関する事項を企画し、実施する委員会です

スポーツ大会や文化講習会・講演会などを企画し、スポーツの楽しさや文化教養を子どもたちとともに学ぶ委員会です。

- 《活動例》
- \* スポーツ大会（ドッジボール大会）
  - \* 芸術鑑賞
  - \* 夏休みラジオ体操
  - \* キャンドルナイト



※ 活動例は、あくまで例であり、年度により活動内容の変更がある旨ご了承ください。

#### 4. 育友会委員 免除期間について

役員、正副委員長、各種委員、選考委員を経験された場合、次年度より委員選出の免除があります。ただし、免除対象者であっても立候補することは可能です。

免除期間は以下の表の通りです。

育友会委員免除期間一覧表

免除 役職	役員 正副委員長 各種委員	選考委員
役員	永久免除	永久免除
正副委員長	3年免除	3年免除
各種委員	1年免除	免除なし
選考委員	免除なし	永久免除

永久免除・・・入学前の弟妹も含め、永久免除となります。

免除対象となる年に、委員等をされた場合、免除期間を累積することができます。

例：各種委員（1年免除）の免除対象となる年に、委員長（3年免除）になった場合、その翌年から4年間選出を免除されます。

男性会員・女性会員に関わらず、一家庭を免除の対象とします。

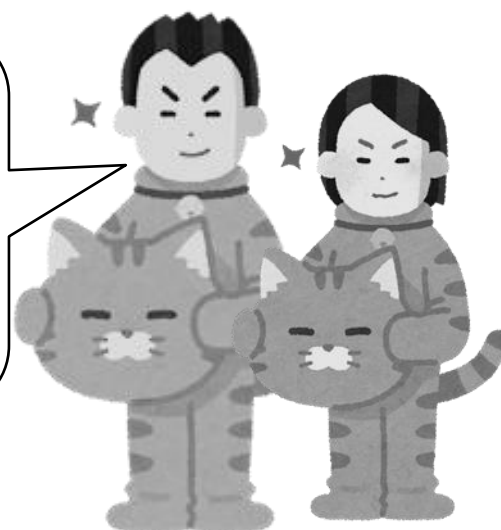
#### 5. 育友会連絡先

育友会に関するご質問、ご意見などございましたらお子様を通して、育友会宛にお手紙を送っていただくか、メールにて、お気軽にご連絡ください。

育友会メールアドレス(sakurazukaikuyuukai@gmail.com)

子どもの小学校時代は、大人も  
ご近所にたくさんの友達を作るチャンスです♪

子どもたちの笑顔のために、  
子どもたちの安全のために活動しながら、  
大人も、めいっぱい楽しんじゃいましょう。



# 豊中市立桜塚小学校育友会規約

## 第1章 名 称

第1条 本会は豊中市立桜塚小学校育友会という。

## 第2章 目 的

第2条 本会の目的は下記のとおりとする。

1. 学校・家庭及び社会における児童の福祉を増進する。
2. 会員相互の連絡協力によって民主的教育の推進につとめ、併せて社会人としての教養につとめる。

## 第3章 方 針

第3条 本会は教育を本旨とする民主的団体として下記の方針に従って活動する。

1. 本会は宗教及び政治活動には関与しない。
2. 本会はその目的達成のため他の社会団体及び機関と協力する。
3. 本会は学校管理及び教職員の人事等については干渉しない。

## 第4章 会 員

第4条 本会は任意団体である。本会の会員となることのできるものは下記のとおりである。

1. 本校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者。(以下保護者という)
2. 本校に勤務する教職員。

第5条 本会の会員資格を有する期間は、児童の入学・転入時から卒業までとする。

第6条 本会の退会は退会届を以って成立とする。

退会届の有効期間は、届出日から届出年度の3月31日までとする。

但し、転出による退会は届出不要とする。

## 第5章 会 計

第7条 本会の経費は会費、事業収入、自発的な寄付金、その他によって支弁する。

第8条 会費は1家庭につき月額400円とし、年間12か月分を一括で徴収する。

1. 転入時の会費については10日までに転入した場合は当月分から納入し、11日以降は翌月分からの納入とする。

但し、夏季休暇中に転入の場合は9月分からの納入とする。

2. 転出時に支払い済み会費がある場合、10日までの転出であれば当月分より返金する。11日以降の転出の場合は翌月分より返金する。

第9条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

当該年度の予算は実行委員会にて審議、年度始めの総会にて予算案の承認を経て決定し、監査を受け、総会にて決算を報告する。

本会の経費は第2章の目的達成以外には支出又は使用してはならない。

## 第6章 役員とその選出

第10条 本会の役員は下記のとおりである。

- |    |     |         |     |
|----|-----|---------|-----|
| 1. | 会 長 | 1名      | 保護者 |
| 2. | 副会長 | 2名または3名 | 保護者 |
| 3. | 書 記 | 1名または2名 | 保護者 |
|    |     | 1名      | 教職員 |
| 4. | 会 計 | 1名または2名 | 保護者 |
|    |     | 1名      | 教職員 |

役員の定数については、必要に応じて役員会・実行委員会で協議し、総会にて決定する。

第11条 各役員の任期は1年とする。但し再選は差し支えない。

補欠のため再選された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第12条 役員を選出は下記の方法によって行う。

1. 役員の候補者を定めるため毎年12月までに役員選出選考委員会を設ける。
2. 選考委員会は下記のとおりとする。
  - (イ) 委員選挙にてクラス毎に1名を無記名投票多数により選考委員候補者学級代表を決定し、その中から8名を互選する。
  - (ロ) 教職員中より2名互選する。
  - (ハ) 実行委員中より1名以上互選する。
  - (ニ) 選考委員は教職員を除き、互選により委員長を選出する。
  - (ホ) 選考委員の氏名は委員会の成立後速やかに全会員に通知する。
  - (ヘ) 選考委員会はそれぞれの役員につき候補者1名以上を選考し本人の同意を得て総会の10日前迄までに候補者の氏名を全会員に通知する。
  - (ト) 役員候補者を選出できない場合は選考委員より役員を選出する。
  - (チ) 任期は年度末3月31日までとする。
3. 選考委員会の活動方法（選出方法）を変更する際は、役員会・実行委員会で協議し、総会にて決定する。
4. 役員に立候補するものは、選考委員会編成後10日以内に選考委員会に申し込むこと。
5. 投票権は1人1票とする。
6. 役員は、年度末総会で選出する。
7. 新役員は、4月1日から就任する。

第13条 役員の任務は下記のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し会務を掌り総会及び実行委員会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその代理を務める。
3. 書記は総会及び実行委員会を司会し、議事及び本会の活動に関する重要事項を記録し、議事録を発表するとともに通信事務を担当する。
4. 会計は総会で決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理し、会計簿は何時でも

会員の閲覧に備えると共に年度末総会に於いて会計監査委員の監査を経て決算報告する。

## 第7章 総会

第14条 総会の種類及び招集は下記のとおりとする。

1. 定期総会 会長の招集により毎年年度初め・年度末に開き、予算案・決算の承認、役員を選出、その他重要事項の審議をする。
2. 臨時総会 会長が必要と認めたととき又は会員の5分の1以上の要請がある場合に開いて緊急事項を審議する。

第15条 総会は全会員の5分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数を要する。

## 第8章 実行委員会

第16条 実行委員会は役員・各種委員会の正副委員長・校長・教頭をもって構成する。

第17条 実行委員会は会長が必要に依り臨時に招集し、定足数は委員の過半数とする。

第18条 実行委員会は本会の事業計画の総合調整連絡承認その他会の総括的重要事項について審議する。

## 第9章 委員会と委員選出方法について

第19条 本会の活動に必要な事項を調査立案するため下記のとおり各種委員会を設け、委員長が必要に依り臨時に招集し、定足数は委員の過半数とする。  
正副委員長は会長が他の役員の同意を得て選任する。

1. 学級委員会  
学年・学級の親睦を図ることにつとめる。
2. 広報委員会  
児童の健全な成長に資する育友会としての活動等を会員や地域社会と共有するための広報活動につとめる。
3. 生活指導委員会  
児童の校外における生活の健全を図り、地域社会における諸活動につとめる。
4. 文化体育委員会  
児童並びに会員の文化教養向上、保健体育に関する事につとめる。

第20条 委員の選出方法については下記の通りとする。

1. 立候補期間に、立候補を受け付ける。
2. 立候補にて定数に満たない場合は、学級毎の投票により決定する。  
(生活指導委員は、登校班ごとの投票により決定する)  
正副委員長が未決の場合は、委員会毎の互選により決定する。
3. 決定された場合は、書面にて通知する。

4. 各委員会の定数については、毎年役員会・実行委員会にて協議し、決定する。

## 第10章 免除制度について

第21条 役員、正副委員長、各種委員、選考委員を経験した場合、次年度より委員選出を免除される。但し、免除対象者であっても立候補することは可能である。

免除期間は以下の通りである。

1. 役員・・・・・・・・永久免除  
(役員、正副委員長、各種委員、選考委員が対象。今後入学予定の弟妹についても永久免除となる)
2. 正副委員長・・・・3年免除  
(役員、正副委員長、各種委員、選考委員が対象)
3. 各種委員・・・・1年免除  
(役員、正副委員長、各種委員が対象。選考委員については免除なし)
4. 選考委員・・・・選考委員についてのみ永久免除  
(役員、正副委員長、各種委員については免除なし。  
今後入学予定の弟妹についても選考委員は永久免除となる。  
ただし、役員・正副委員長が選考委員を兼ねている場合は、  
選考委員については永久免除とし、その他は役員・正副委員長の  
免除期間を適用とする)

第22条 男性会員・女性会員にかかわらず、一家庭を免除の対象とする。

第23条 委員選出の免除対象となる年に委員等を経験した場合、累積して選出を免除される。

例：各種委員（1年免除）の免除対象となる年に、委員長（3年免除）になった場合、その翌年から4年間選出を免除される。

第24条 公平性を保つため、委員等の活動内容によっては、免除が消滅する場合がある。免除の可否については、役員会・実行委員会にて協議し、決定する。

## 第11章 特別委員会

第25条 本会は必要に応じて特別委員会を設けることができる。委員会の設置及び委員の選任は実行委員会が行う。実行委員と学校の協議により、下記の内容を決定する。

1. 特別委員会は単年度ごとの活動で、その都度該当年度の実行委員会で設置の要否決定する。
  - (イ) 他の委員会と性質が異なり、規約変更・予算変更抵触しないため、臨時総会を開催せずに当年度の実行委員会が必要に応じて設置及び委員の選任を行うことができる。
  - (ロ) 実行委員会が育友会活動を推進するにあたり、当年度の実行委員と協力し、その目的を達成させるため当年度の実行委員会において特別委員会の設置を必要とする事案が発生した場合に設置する。
2. 設置目的の達成に特化した委員会のため、育友会全体の重要事項を審議する実行委員

会の議決権をもたない。

3. 必要に応じて予算を特別活動費より捻出することとする。

第26条 活動内容・活動期間については下記の通りとする。

1. 任命前に当年度実行委員会が決定する。
2. 特別委員会は委員会設置の目的を達した時に任期が満了するものとする。
3. 前項にかかわらず任期の途中であっても実行委員会の決議により、特別委員会を解散させることができる。

第27条 免除期間については下記の通りとする。  
当年度実行委員会で決定する。

## 第12章 会計監査委員

第28条 本会の会計及び予算執行を監査するため会計監査委員2名を置く。

1. 会計監査委員の任期は次年度始めの総会終了までとする。
2. 会計監査委員は役員選出選考委員会で選任する
3. 会計監査委員は必要に応じて監査を行い、年度始めの総会までに最終監査を行い決算総会において監査報告を行わなければならない。

## 付 則

第1条 本規約は昭和54年4月1日より実施する。

但し、この規約について疑義を生じたときは実行委員会において決定する。

第2条 この規約は総会において出席者の過半数の同意によって改正する事ができる。  
但し改正案は総会前に全会員に通知しておかなければならない。

- [ 昭和54年度（1979年度）3月 改正 ]
- [ 昭和63年度（1988年度）3月 一部改正 ]
- [ 平成 3年度（1991年度）3月 一部改正 ]
- [ 平成 7年度（1995年度）3月 一部改正 ]
- [ 平成11年度（1999年度）3月 一部改正 ]
- [ 平成19年度（2007年度）3月 一部改正 ]
- [ 平成20年度（2008年度）5月 一部改正 ]
- [ 平成22年度（2010年度）5月 一部改正 ]
- [ 平成24年度（2012年度）5月 一部改正 ]
- [ 平成26年度（2014年度）3月 一部改正 ]
- [ 平成28年度（2016年度）3月 一部改正 ]
- [ 平成29年度（2017年度）3月 一部改正 ]
- [ 平成30年度（2018年度）3月 一部改正 ]
- [ 令和 元年度（2019年度）3月 一部改正 ]
- [ 令和 7年度（2025年度）3月 一部改正 ]

## 免除制度に関する変更履歴

※いろいろな人に携わっていただけるように、1年免除制を取り入れました。

ご自分の予定と照らし合わせて、立候補していただくとよいです。

[平成15年度実行委員会において決定、同年3月度総会にて報告する。]

※委員選出の免除期間に委員をされた場合は、累積して2年間選出を免除されます。

※委員をされた方が男性会員・女性会員にかかわらず、一家庭を免除の対象といたします。

※実行委員については、次年度より2年間選出を免除されます。(但し、各種委員会の正副委員長も免除の対象とします。)

※免除対象者においても立候補は差し支えありません。

[平成16年度実行委員会において協議し、同年3月度総会にて承認・決定する。]

※実行委員の、各種委員会の正副委員長は次年度より2年間選出を免除されます。

※育友会役員については、全ての委員選出の永久免除対象となります。

ただし、免除対象者においても立候補は差し支えありません。

※選考委員は、次年度選出を免除されます。

[平成22年度実行委員会において協議し、同年5月度総会にて承認・決定する。]

※選考委員は、次年度各委員の選出を免除されます。この場合、選考委員をされた方が男性会員女性会員にかかわらず、一家庭を免除の対象といたします。

(選考委員の選出についての免除は、第6章第10条2(二)を参照)

[平成24年度実行委員会において協議し、同年5月度総会にて承認・決定する。]

※実行委員の、各種委員会の正副委員長は次年度より2年間選出を免除されます。

但し、生活指導委員会の正副委員長は、次年度より3年間選出を免除されます。

[平成24年度実行委員会において協議し、同年3月度総会にて承認・決定する。]

※選考委員選出について

各種委員会の正副委員長は次年度より2年間、選考委員の選出を免除されます。

但し、生活指導委員会の正副委員長は、次年度より3年間、選考委員の選出を免除されます。

免除対象者においても立候補は差し支えありません。

[平成25年度実行委員会において協議し、同年3月度総会にて承認・決定する。]

※各種委員会の正副委員長は、各委員(選考委員を含む)の選出を、次年度より3年間免除されます。

※委員の方であっても、活動内容により役員会で協議し、公平性を保つために次年度の免除が消滅する場合があります。

[平成28年度実行委員会において協議し、同年3月度総会にて承認・決定する。]

※平成30年度わくわく委員会を設置します。

※委員の選出方法につきましては上記(1)～(6)

※わくわく委員会の正副委員長は各委員会の選出を次年度より2年間免除、委員は他の委員と同様に1年の免除(選考委員を除く)とする。

[平成29年度実行委員会において協議し、同年3月度総会にて承認・決定する。]

※わくわく委員会は特別委員会とする。

しおりに記載されているわくわく委員会に関する項目を訂正及び削除する。

[平成30年度実行委員会において協議し決定、同年5月度総会にて承認・決定済み。]

※選考委員は次年度各委員の選出を免除されない。選考委員のみ永久免除とする。

※2019年度末にて文教委員会・保健体育委員会を廃止し、2020年度より文化体育委員会を施行する。

委員の選出方法については(1)～(6)とする。

[平成30年度実行委員会において協議し、同年3月度総会にて承認・決定する。]

## 慶弔に関する内規

豊中市立桜塚小学校育友会

第1条 この内規は、豊中市立桜塚小学校育友会の慶弔について必要な事項について定めるものとする。

第2条 弔事については次のとおり行うものとする。

1. 児童死亡の時は、当該学級、育友会役員、実行委員に通知し、櫛1対または相当額を供え、学校長、担任、児童の学校代表、当該学級児童、育友会役員、実行委員、当該学級委員が会葬する。
2. 会員死亡の時は、当該学級家庭、育友会役員、実行委員に通知し、櫛1対または相当額を供え、学校長、担任、児童の学級代表、育友会役員、実行委員、当該学級委員が会葬する。
3. 職員死亡の時は、職員、学校、全家庭に通知し、櫛1対または相当額を供え、学校長、職員代表、児童の学校代表、担任学級児童、育友会役員、実行委員、担任学級委員が会葬する。
4. 職員配偶者死亡の時は、職員、担任学級家庭、育友会役員に通知し、櫛1対または相当額を供え、学校長、職員代表、担任学級児童代表、育友会役員が会葬する。
5. 職員の父母、子女死亡の時は櫛1対を供える。
6. その他
  - ① 第1項から第5項を除く育友会関係者の死亡で、会長が必要と認める時は、弔電を送ることができる。
  - ② 用務員、給食従事員、警備員、留守家庭児童会指導員は職員の規定を参考にする。
  - ③ 遠隔の地については、簡素化することができる。
  - ④ 第2項から第5項の児童の学校代表、職員代表については、授業にさしつかえない場合に、可能な限り会葬する。

第3条 病気および傷病見舞いについては、次のとおり行うものとする。

1. 児童が病気および傷害により2週間以上入院した場合は、5千円程度の見舞いをする。
2. 育友会主催事業において参加者が事故等により負傷の場合は、その程度に応じて3千円から1万円の範囲の見舞いをする。

第4条 慶事については、次のとおり行うものとする。

1. 慶事の生じた場合は、その都度役員会の協議により決定し、その結果を実行委員会に報告する。

第5条 非常災害見舞いについては、次のとおり行うものとする。

1. 育友会員及び学校職員に非常災害発生の場合は、その都度役員会の協議により決定し、その結果を実行委員会に報告する。

第6条 この内規は実行委員会において出席者の過半数の同意によって改正することができる。

第7条 この内規は平成2年6月1日より実施する。

# 豊中市立桜塚小学校育友会 個人情報取扱規則

本規則は、豊中市立桜塚小学校育友会（以下、本会という。）が保有する個人情報の適正な取扱いと円滑な運営を図る為、個人の権利・利益を保護する事を目的に、育友会役員名簿、及びその他の個人情報データベース（以下、単に個人情報データベースという。）の取扱いについて定めるものとする。

（責務）

第1条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、本会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（管理者）

第2条 本会における個人情報データベースの管理者は本会会長とする。

（取扱者）

第3条 本会における個人情報取扱者は本会役員、実行委員、選考委員とする。ただし、管理者は、本会の活動の目的に照らし合わせて合理的かつ必要最小限の範囲で個人情報取扱者の範囲を広げることができる。

（秘密保持義務）

第4条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせる等不当な目的での使用を禁ずる。その職を退いた後も同様とする。

（収集方法）

第5条 本会は、個人情報を収集する場合は予めその個人情報の利用目的を定め本人に明示し、桜塚小学校より必要最低限の情報の提供を受ける。

（利用）

第6条 取得した個人情報は、次の目的の為に利用する。

- （1）会費収納業務、管理、その他文書の送付
- （2）会員名簿、委員会名簿の作成
- （3）本会活動に係る業務

（利用目的による制限）

第7条 本会は予め本人の同意を得ないで前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

（個人情報の管理）

第8条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし適正に管理する。また、不要になった個人情報は管理者又は取扱者が適正かつ速やかに廃棄する。

(保管及び持出等)

第9条 個人情報データベースを取り扱うPCについてはネットワーク接続をしない等適切な状態で保管する事とする。個人情報の校外持出については原則禁止とする。

(第三者提供の制限)

第10条 個人情報は次の場合を除き、予め本人の同意を得ずに第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人命、身体又は財産保護の為に必要な場合
- (3) 国の機関もしくは地方公共団体はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行事に対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第11条 個人情報を第三者に提供した時次の項目を記録し保管する。

- (1) 第三者の氏名 (第10条と公的機関の場合は不要)
- (2) 受け取り者の氏名
- (3) 提供情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける場合の確認等)

第12条 個人情報の提供を第三者より受ける時次の項目を記録し保管する。

- (1) 第三者の氏名 (第10条と公的機関の場合は不要)
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨 (事業者でない個人から提供を受ける場合は不要)

(情報開示等)

第13条 本会は本人から情報の開示等要求された時は法令に沿ってこれに応じる。

(漏洩時等の対応)

第14条 個人情報データベースを漏洩・紛失等した恐れがある事を把握した場合は直ちに管理者に報告する。

(苦情の処理)

第15条 本会は個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(改正)

第16条 本会の個人情報取扱規則は実行委員会にて改正する。

付則

- (1) 本規則は平成31年4月1日より施行する。
- (2) 本規則は令和6年7月18日より改訂施行する。